

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

2 雇用対策

1 外国人労働者問題への対応

日経連に研究会発足

日経連は、八八年二月一七日、外国人労働者問題研究会(下川常雄委員長)を発足させた。この研究会の目的は、外国人の単純労働への就労が問題化しており、労働省でも「外国人労働者問題調査会」が発足したため、「産業界の立場から、この問題に対する認識を深め、労働省の『調査会』に必要なに応じて意見を反映させる」ことを意図したものである(『日経連タイムス』八八年二月二五日付)。

同友会、慎重に検討と提言

経済同友会は、春に発表した「〃内なる国際化〃を目指して」と題する提言のなかで、欧州諸国の経験を紹介したあと、単純労働者の受け入れは慎重に検討する必要がある、と主張している。提言は、欧州諸国では、かつて受け入れた多数の外国人労働者がいまや社会問題化していると指摘し、単純労働者の受け入れは「単に個別業界の事情だけではなく、日本社会として、その受け入れを検討する必要がある」とした。

また、不法労働が問題となっているにしても、外国人の労働一般への規制が強まることは好ましくなく、合法労働者については従来どおり規制を緩和していく必要がある、としている(『労務管理通信』二八巻一四号、八八年五月二一日付)。

関西経協が「雇用許可制度」に反対

関西経営者協会の国際化対応研究委員会は、労働省の外国人労働者問題研究会報告書が提唱した「雇用許可制度」について、反対の意見書を取りまとめ、労働省など関係省庁に提出した。意見書は、単純労働者の入国禁止は支持するが、「雇用許可制度」はにわかに賛同しがたい、としている。その理由は、外国人を雇用しようとする企業の経営基盤や労務管理能力が許可基準となっているが、企業の適格性を判断すること自体問題であるし、どの機関が判定するかも問題である、という点にある。しかし、「雇用届出制度」であれば、前向きに検討してよい、としている。以下、その抜粋を掲載する(『労務管理通信』二八巻二四号、八八年九月一日付)。

【関西経営者協会国際化対応研究会の意見書(抜粋)】

外国人労働者の場合、労働契約関係に入る前に、まず適法に入国し、在留資格を取得しなければならないのであるが、「雇用許可制度」を効果的に運用するためには、同制度と外務省所管の「査証制度」および法務省所管の「在留資格制度」との間で、適切

な調整を図る必要がある。

そのような調整措置を経ずして「雇用許可制度」を実施すれば、現行制度下の手続きをさらに複雑なものとし、外国人雇用への制約を増すばかりであり、却って不法就労の誘因ともなりかねない。

また、「雇用許可」は、外国人を雇用しようとする企業の申請に基づき、個別のケースごとに

- (1) 申請企業における外国人雇用の必要性
- (2) 申請企業の業種、業務内容
- (3) 申請企業の経営基盤、労務管理能力
- (4) 申請企業の労働関係法令の遵守実績

等を総合勘案し、有効期限を付し(申請により更新も認める)、申請企業に対し付与するものようであるが、(1)、(2)、(4)はおくとしても、(3)のごときは企業の適格性の有無を判断しようとするものであり、いずれの機関が判定をし、また可否を決めるのかという点も問題である。

以上の諸点に鑑み、雇用許可制度についてはにわかに賛同し難いが、情報収集の一方策としての「雇用届出」制度ということであれば、前向きに検討する余地がある。

## 東商、技術・技能分野の受け入れ拡大を要望

東京商工会議所は八七年秋以来、外国人労働者の受け入れ問題について検討してきたが、技術・技能労働者のみに関する「中間意見」を発表した。東商は、従来から受け入れ推進派であったが、中間意見では単純労働者の問題はとりあげず、継続して検討するとしている。

意見の内容は、技術・技能分野の労働者の受け入れ拡大を主張するとともに、雇用主の責任の明確化、関係法規の厳正な適用・整備を求めている。以下は、その全文である(『労務管理通信』二八卷二六号、八八年一〇月一日付)。

### 【東京商工会議所の「中間意見」(全文)】

#### 一、外国人の国内就労機会の拡大について

(1) 高度の専門的知識、技術・技能を有する外国人労働者については、既存の在留資格範囲を大幅に拡大すること

(2) (1)に準ずるレベルの労働者についても、弾力的に就労を認めること

(3) 在日・来日外国人へのサービスを目的とする就労についても、上記の範囲にかかわらず個別審査により認めること

#### 二、外国人労働者の入国および雇用管理体制の確立について

(1) 外国人労働者の受け入れに当たっては、原則として二国間協定の締結を前提とすること

(2) 出入国管理および難民認定法等の改正に当たっては、就労範囲と期間の明示等制度の明瞭化と申請・変更許可に関する手続きの迅速化を図ること

(3) 雇用主が外国人労働者に対し労働条件面等における公平かつ適正な運用を図るよう、労働関係法規の厳格な適用を図るとともに、雇用主の責任を明確にすること

(4) 不法就労に対する実効ある対策を講ずるため、関係法規の厳正な適用と整備改善を図ること

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

